



平成 26 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 日 本 空 港 ビ ル デ ン グ 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 鷹 城 勲
(コード番号 9706 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役執行役員管理本部長 宮 内 公
(TEL. 03 - 5757 - 8000)

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続について

当社は、平成 23 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)(以下「旧対応方針」といいます。)の継続を決議し、同年 6 月 29 日開催の当社第 67 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂きました。旧対応方針の有効期間は、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 70 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までとなっております。

当社は、旧対応方針の有効期間満了に先立ち、平成 26 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第 118 条第 3 号に定める「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を一部改定するとともに、旧対応方針の内容を一部改定したうえ、継続すること(以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。)といたしましたので、ここにお知らせいたします。なお、本対応方針の改定は本日付で効力を生ずるものの、本対応方針は本定時株主総会において株主の皆様のご承認(出席株主(議決権を行使できる株主に限られ、議決権行使書による出席も含みます。以下同じ。)の議決権の過半数の決議により行われるものとし、本定時株主総会における当該承認を以下「本株主総会承認」といいます。)を得ることとし、本株主総会承認が得られなかった場合には本対応方針は本定時株主総会の終結時をもって失効することといたします。

なお、現時点において当社は、当社株式について、大規模買付行為を行う旨の提案等を受領しておりません。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様に委ねられるべきものであると考えます。

当社は羽田空港において、航空系事業として、国内線旅客ターミナルビルの建設、管理運営を行うとともに、国際線旅客ターミナルビルを建設、管理運営する東京国際空港ターミナル株式会社の筆頭株主として、同社から国際線旅客ターミナルビルの主要な運営業務の一括受託などを行っております。一方、非航空系事業として、羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空界の急速な発展に即応したターミナルビルの拡充整備に努め、事業規模の拡大を図ってまいりました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通曉した質の高い人材等）への理解が不可欠であると考えます。

当社は、当社の事業活動や事業方針等を株主及び投資家の皆様にご理解頂くようIR活動に努めておりますものの、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が計画する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様の判断に資するものであると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。その詳細については、**(3) ③**をご参照ください。）に従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供して頂く必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、更には当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記**(3)**で記載するもののほか、以下の取組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

① 中期経営計画に基づく取組み

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、羽田空港国内線第1旅客ターミナルビル及び第2旅客ターミナルビル等の一体的運営による一層の効率化を図り、運営諸費用の増加等への対策に努めております。また、東京国際空港ターミナル株式会社を建設、管理運営主体とする国際線旅客ターミナルビルにつきましては、同社の筆頭株主として、主要な運営業務の一括受託などを行っております。併せてお客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にし

あわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めることとし、中期経営計画に基づく各諸施策に積極的に取り組んでおります。

こうした中、当社グループの営業の基幹となる羽田空港につきましては、平成 25 年に閣議決定された日本再興戦略に首都圏空港機能のさらなる強化が盛り込まれたほか、いわゆる民活空港運営法が施行され、滑走路等の空港基本施設と旅客ターミナルビル等の空港機能施設の一体運営・民営化を目指す国管理空港等の経営改革の動きがさらに具体化するなど、取巻く環境は大きく変化しつつあります。また、当社が物品販売等の事業を展開する成田空港、関西空港においては、これら空港の管理主体が自ら物品の販売を行う方針をとる中で、取引条件等の見直しが進んでおります。

このように事業環境が大きく変化する中、当社グループは国内航空輸送網の拠点である羽田空港における国内線旅客ターミナルビルを建設、管理運営する企業として、また、国際線旅客ターミナルビルの主要な運営業務を受託する企業として、絶対安全の確立及び同空港利用者利便の向上に努めることにより、確実に社会的責任を果たしてまいります。

また、グループ全体の継続的な企業価値の向上を図るため、戦略的かつ適切な投資の実行及び投資管理によるさらなる旅客ターミナルビルの利便性・快適性及び機能性の向上や顧客ニーズの高度化・多様化に的確に対応してまいります。

さらに、新たな空港商業空間の開発や空港内外における新規事業機会の検討を具体化することにより、収益性及び利便性のさらなる向上に努めてまいります。

これら重要な課題を強力に実行するために、組織体制や人材育成を含む総合的かつ具体的な取り組みを今後とも確立してまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

(ア) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外取締役及び社外監査役を選任しております。平成 16 年には、経営に関する監督・助言機能を強化するため、従来の社外監査役 2 名に加え、新たに社外監査役 1 名を選任したところでありますが、さらに、平成 21 年には、執行と監督の分離等を目的に執行役員制を導入するとともに、取締役の定数を 25 名から 15 名に削減し、コーポレート・ガバナンスの強化と経営の効率化を図りました。今後も最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を更に検討してまいります。また、平成 22 年には独立役員を 2 名指定しておりますが、平成 25 年にさらに 1 名指定しております。今後も最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を検討してまいります。

(イ) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会は、非常勤の社外取締役 4 名を含む 15 名の取締役で構成されております。取締役会は原則毎月 1 回開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。また、常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議を原則毎週 1 回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議し、あわせて業務全般にわたる監理を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役は 2 名、社外監査役は 3 名(非常勤)となっております。監査役は、取締役会やその他の重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性、妥当性及

び経営の透明性、健全性を監視しております。

これらに加え、取締役の報酬等の透明性、妥当性及び客観性を確保することを目的に、社外取締役及び社外監査役と代表取締役社長で構成する報酬諮問委員会を設置し、原則年2回開催することとしております。

社外取締役の関係する会社と当社の間には、旅客ターミナルビルの賃貸、乗車券受託販売等の取引がありますが、いずれも会社間での一般的な取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有する取引はありません。

会計監査の状況につきましては、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査を新日本有限責任監査法人に依頼しており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

一方、内部監査につきましては、社長直轄の監査室を設置し、連結子会社を含む当社各部門に対して年度監査計画に基づき、必要な業務監査を行っており、各事業部門における業務執行の適法性、妥当性及び内部統制の有効性の評価、リスクマネジメント状況等の監査を実施し、モニタリング機能の強化に努めております。監査結果については、被監査部門へフィードバックし、その改善策、対応等について速やかな報告を求めるとともに、社長及び経営会議へ適宜報告しております。また、監査室、監査役及び会計監査人の間で、必要に応じて意見交換等を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

金融商品取引法により平成21年3月期から義務付けられました財務報告に係る内部統制に関する報告書の提出につきましては、これを遵守するため、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等の活動を監督・評価する内部統制室を平成19年10月に設置し、必要な作業を行っております。

コンプライアンスにつきましては、従来より経営や業務遂行に関して顧問弁護士から必要に応じてアドバイスを受けておりますが、さらなる強化を図るため、平成17年4月には総務部に法務課を設置し、重要なりん議書の回付先とするなど社内の各種法務的な問題を早期に把握し、業務運営の適法性の確保に努めております。また、平成17年10月には役員及び従業員の行動規範を定めたコンプライアンス基本指針を制定するとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置する等、グループ全体でコンプライアンスを推進するための体制を整えております。さらに、違法行為等の発生防止と万一発生したときにおける会社への影響を極小化するため、コンプライアンス情報窓口を設置し、通報制度を整えております。

（３）会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、（１）で述べた会社の支配に関する基本方針に照らし、大規模買付行為が行われる場合に関して以下のとおり大規模買付ルールを定めることとし、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続について定めることとします。これをもって、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

① 本対応方針に関する取締役会決議

当社は、本日の取締役会において、本対応方針を本定時株主総会終結時以降も継続する旨の決議を行いました。

(1) で述べましたとおり、大規模買付行為が行われるに際しては、株主の皆様の判断のために、大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報が事前に提供され、相当な検討期間と交渉力が確保されることが重要であると当社は考えております。当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者に対する買取条件の改善要求や大規模買付者の提案の問題点の指摘、当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示等も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、必要かつ十分な情報を踏まえた上で、大規模買付者の提案や代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、また、下記③(オ)に定める株主意思確認総会の場において株主の皆様の意思を確認する機会が設けられることにより、大規模買付行為に対する最終的な応否を自ら決定する機会が適正に確保されることとなります。

本対応方針において対抗措置として想定されております特定株主グループ（末尾（注2）をご参照ください。）の行使に制約が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての概要は、別紙1記載のとおりです。また、本日、改めて本新株予約権に係る発行登録の手続を行います。本新株予約権の無償割当てに関する内容を可能な範囲で予め開示しておくことで、予測可能性の観点から株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。本新株予約権の無償割当ては、下記③(キ)のとおり、不発動決議を得ない大規模買付行為が現に行われた場合にはじめてその効力が生じるものですので、現時点で本新株予約権が実際に発行されるものではありません。

また、当社は、本対応方針に関して当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

② 独立委員会の設置

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものか否かの検討・審議を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保する機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会規程の概要及び委員の氏名・略歴は別紙2、別紙3に記載のとおりです。

当社取締役会は、下記③に定めるとおり、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為との関係では対抗措置を発動しない旨の決議（以下「不発動決議」といいます。）の是非について独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

③ 大規模買付ルール

大規模買付ルールとして、大規模買付者は、次に定める手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ、情報提出手続等を経て、当社取締役会が下記③(力)に定めるところに従い不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

(ア) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者は、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式による意向表明書（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を事前に当社に対して提出して頂きます。

大規模買付意向表明書には、大規模買付者の概要（法人名、個人名又はグループ名、それぞれの住所、代表者、事業内容、主要株主又は主要出資者の概要、国内連絡先、設立準拠法、大規模買付者のグループ会社・関連ファンドその他の関係者に関する情報等を含みます。）、大規模買付者が現に保有する当社株券等の数及び今後取得を予定する当社株券等の数、大規模買付ルールに従う旨の誓約等を記載して頂くことになります。なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して頂きます。

当社は、大規模買付意向表明書が提出された場合には、法令及び適用ある上場規則の規定に則り、適切に開示を行っていく予定です。

(イ) 大規模買付行為に関する情報の提出

大規模買付者から大規模買付意向表明書をご提出頂いた場合、当社は当該大規模買付者に対し、改めてご提出頂く情報の項目を記載したリスト（以下「情報リスト」といいます。）を10営業日（初日不算入）以内に交付いたします。

大規模買付者は、当社より交付を受けた情報リストに基づき、大規模買付者（そのグループ会社・関連ファンドその他の関係者を含みます。）及び特定株主グループを構成することになる者等の概要（事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、金額及びその算定根拠、買付資金の裏付け又は調達先、既に保有する当社株券等に関する担保設定状況、今後買い付ける当社株券等に関する担保設定の予定（予定している担保設定の方法及び内容を含みます。）、大規模買付行為後の当社に対する具体的方針（経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策等を含みます。）、大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容、並びに当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者との関係について大規模買付行為後に予定する変更の有無及びその内容等、株主の皆様のご判断及び下記③（エ）の独立委員会の検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付行為に関する情報」といいます。）を記入の上、当社にご提出頂きます。

当社取締役会は、提出された大規模買付行為に関する情報が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に大規模買付行為に関する情報を提出するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提出して頂きます。

また必要に応じて、ご提出頂いた情報の一部又は全部を、株主の皆様に開示いたします。

(ウ) 独立委員会による検討開始に係る通知

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、大規模買付者の情報リストに基づく情報の提出状況その他具体的状況を踏まえ、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知しその旨を開示するとともに、大規模買付行為に関する情報を独立委員会に提出し、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

（エ）独立委員会による検討及び不発動勧告決議

独立委員会は、当社取締役会が大規模買付者に対する上記③（ウ）の通知を行ってから原則として 60 営業日（初日不算入）（但し、円貨の金銭のみを買付対価とする当社株券等のすべての買収を目的とする大規模買付行為以外に関しては 90 営業日（初日不算入））が経過するまで（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者に関する情報収集、及び当社取締役会等の提供する代替案の検討等を行います。

また、独立委員会は、その裁量において、直接又は当社取締役会に委任した上で、当該大規模買付者等と当該大規模買付行為の内容について協議・交渉等を行うことができます。

なお、独立委員会は、合理的必要性があると認めた場合には、大規模買付行為の内容に関する情報収集や検討等に必要とされる合理的な範囲内で、30 営業日（初日不算入）を上限として独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます（但し、当該延長の期間及びその理由について、開示いたします。）。

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

大規模買付者は、独立委員会が、直接又は当社取締役会に委任した上で、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合（別紙 4 をご参照ください。）には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、不発動決議を行うべき旨を勧告する決議（以下「不発動勧告決議」といいます。）を行うものとします。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じて、不発動勧告決議の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

（オ）株主総会における株主意思確認

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。また、この場合当社は、提出を受けた大規模買付行為に関する情報の概要、当社取締役会による代替案、及び当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等、当社取締役会が株主の皆様の判断に資する情報として適切と判断する事項について、開示いたします。

なお、株主意思確認総会を開催するために、当社取締役会は、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の 2 週間前までに公告を行うものとします。当該株主意思確認総会において議決権を行使することのできる株主は、議決権基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

上記議決権基準日の設定に関わらず、独立委員会検討期間経過時点で、当社定時株主総会その他の株主総会において議決権を行使することのできる株主の確定に関する基準日が既に定められている場合であって、当該株主総会において当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思の確認を求めることが合理的に可能かつ適切であると当社取締役会が判断した場合には、当該株主総会を株主意思確認総会として取り扱うことができます。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとします。

(カ) 取締役会の不発動決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、独立委員会の当該勧告を最大限尊重し、不発動決議を行うことについて取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、上記③（オ）に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

(キ) 大規模買付ルールに従わない大規模買付行為に対する対抗措置の発動

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

なお、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われた場合であっても、本新株予約権の無償割当ての基準日（以下「無償割当基準日」といいます。）前日で当社取締役会が定める日までに大規模買付行為を行った者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合（これに準ずる特段の事情が生じたと当社取締役会が認めた場合を含みます。）には、当社取締役会は当該無償割当てを中止し、その効力を生じさせないことができます。この場合、当該無償割当て中止までの間に希釈化を前提とした売買を行った投資家は、株価の変動により損害を被ることがありますが、投資家の皆様に与える影響を勘案いたしまして、無償割当基準日の3営業日前の日以降における本新株予約権の無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得は予定しておりません。

④ 株主・投資家に与える影響

本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報を提供し、更には、当社株主の皆様が大規模買付行為に係るより良い提案や、当社取締役会等による代替案の提示を受ける機会を保証するための相応の検討時間・交渉力等が確保されることを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為への応諾その他の選択肢について適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をなされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

今後、大規模買付意向表明書が提出された場合や当社株主の皆様及び投資家の方々に影響を与える事象が生じた場合等には、その旨について適用ある法令及び上場規則に基づき適時かつ適切に開示を行っていく予定です。

なお、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置を発動する場合、本新株予約権が株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、新株予約権の割当ての申込みに伴う失権者が生じることはありません。また別紙1のとおり、本新株予約権を当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することも可能としております。なお、無償割当基準日の

3営業日前の日以降における本新株予約権の無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得は予定しておりません。

本対応方針決議が行われた現時点において、株主・投資家の皆様に必要な手続等はございません。仮に大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が現に行われた場合には、株主の皆様において会社法等の規定に従い、所定の手続きを行って頂くことが必要となり、本新株予約権の行使にはさらに行使価格相当額の払込みを所定の期間内に行って頂くことが必要となりますが、これらの場合には、当社株主の皆様、投資家の方々及びその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適用ある法令及び上場規則に基づき適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。但し、上記のとおり本新株予約権の強制取得が行われる場合には、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式が自動的に交付されますので、株主の皆様には本新株予約権の行使手続をとって頂く必要はございません。なお、特定株主グループに該当しないことを確認させて頂くための合理的手続を定めることを予定しております。

⑤ その他

本対応方針に対する本株主総会承認は、本定時株主総会から3年（すなわち平成29年6月30日までに開催される当社第73回定時株主総会の終結の時まで）を有効期間とします。当社取締役会は、3年が経過した時点で、改めて本対応方針に関する株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断頂くことを予定しております。当社取締役会は、本株主総会承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、本株主総会承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うこととします。

本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会是不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不发動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに同勧告決議に従い不发動決議を行うこととされています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。

さらに、当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める適法性の要件及び合理性の要件を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

本対応方針は、本日開催された当社取締役会において、出席全取締役の賛成により決定され、社外監査役3名を含む当社監査役の全員からも、その具体的運用が適正に行われることを条件に賛成する旨の意見表明がありました。

以 上

(注1) 本対応方針において「大規模買付行為」とは、次の①又は②のいずれかに該当する行為をいいます。但し、予め当社取締役会が承認する行為については除かれるものとします。

① 株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項。以下同じ。）が20%以上となる当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項）の買付行為その他これに準ずる行為として当社取締役会が定めるもの(※)

※ 当社取締役会が、本日付で、「株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項）が20%以上となる当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項）の買付行為その他これに準ずる行為として当社取締役会が定めるもの」として決議した内容は以下のとおりです。

下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する行為。なお、下記(i)ないし(iv)にかかわらず、当社が行う株券等（金融商品取引法第27条の23第1項。以下別段の定めがない限り同じ。）の発行又は自己の有する株券等の処分（当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割に伴って行われるものを含む。）による当社の株券等の取得行為は含まれない。

(i) 金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」（株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいう。）によりその者の当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為

(ii) 上記(i)以外の態様で金融商品取引法第27条の23第1項又は第3項に規定される「保有者」に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為

(iii) 当社の株券等の保有者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項）に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為

(iv) 当社の株券等の保有者と金融商品取引法第27条の23第6項に定める関係を有することとなることで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為

② 金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」（株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいう。）の後の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項。但し、公開買付者（金融商品取引法第27条の3第2項）の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）の株券等所有割合との合計とします。）が20%以上となる当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の公開買付けの開始行為

(注2) 本対応方針において「特定株主グループ」とは(a)大規模買付行為を行った者で大規模買付行為を行った時点（上記(注1)①②のいずれか早い時点とします。）までに不発動決議を得なかった者（但し、下記(i)(ii)の者は除きます。）並びに(b)上記(注1)①に定める大規

模買付行為を行った者（(a)に定める者に限ります。）の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項、第6項）、(c)上記（注1）②に定める大規模買付行為を行った者（(a)に定める者に限ります。）の特別関係者及び(d)これらに準ずる者として当社取締役会が定める者(※※)とします。

- (i) 当社、当社の子会社、従業員持株会及びこれらに準ずる者として当社取締役会が定める者
- (ii) 当社の行った自己株式の消却その他当社取締役会が定める行為のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった者（その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後に1%以上増加することとなった場合を除きます。）

※※当社取締役会が、本日付で、上記(d)「これらに準ずる者として当社取締役会が定める者」として決議した内容は以下のとおりです。

以下のいずれかに該当すると当社取締役会が合理的に認めた者

- i 上記（注2）(a)ないし(c)に該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
- ii 上記（注2）(a)ないし(c)又は上記iに該当する者の「関連者」。「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又はその者と協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情も勘案される。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記（注2）(a)に該当する者との間で行っている者について、当社取締役会は当該（注2）(a)に該当する者の「関連者」とみなすことができる。

新株予約権の無償割当てに関する概要

一 本新株予約権の主な内容

1 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

2 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、2 株以下で当社取締役会が別途定める数とします。

3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

4 本新株予約権を行使することができる期間

無償割当効力発生日以後の日から開始する当社取締役会が別途定める一定の期間

5 行使条件

- (1) 特定株主グループが保有する本新株予約権(実質的に保有するものを含みます。)は、行使することができません。
- (2) 当社は、上記(1)の実効性を確保するため、特定株主グループに該当しないこと(特定株主グループのために本新株予約権を行使するものではないことを含みます。)を確認するための合理的な手続を定めることができます。
- (3) 適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。

6 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会(又は会社法第 265 条第 1 項但書の規定に従い当社取締役会が定める機関)の承認を要します。

7 取得条項

- (1) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で上記 5(1)(2)の規定に従い行使可能な(すなわち特定株主グループに該当しない者が保有

する)もの(上記5(3)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記7(2)において「行使適格本新株予約権」といいます。)について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を交付して取得することができます。

- (2) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外の本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で特定株主グループの行使に制約が付されたもの(譲渡承認その他当社取締役会が定める内容のもの)とします。)を交付して取得することができます。なお、当該取得の対価として現金の交付は行わないものとします。

8 端 数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

9 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

二 本新株予約権の無償割当ての主な内容

1 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式(当社の有する普通株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日における当社の最終の発行済株式総数(但し、当社の有する普通株式の数を除きます。)とします。

2 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

無償割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された全普通株主(但し、当社を除きます。)とします。

3 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権の無償割当ての効力発生日は、無償割当基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

以 上

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役 (ii) 当社社外監査役及び (iii) 社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議をもって選任する。
- 独立委員会の委員の数は、3名以上とする。
- 独立委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- 独立委員会は、不発動勧告決議、株主意思確認総会の招集に関する勧告を行う。このほか、本対応方針に関する事項で当社取締役会から諮問を受けた事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する場合がある。独立委員会の各委員は、決議を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- 独立委員会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する情報の内容が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から大規模買付行為に関する情報及び独立委員会が追加提出を求めた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の買付けの内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善させるために、その裁量において、直接又は当社取締役会に委任した上で、当該大規模買付者と協議・交渉を行うことができる。
- 独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。但し、不発動勧告決議は独立委員全員の一致によるものとする。

以 上

独立委員会の委員の氏名・略歴

岡田 清 氏

昭和6年生まれ

昭和46年4月 成城大学経済学部教授

昭和60年4月 成城大学経済学部長

平成3年4月 成城大学経済研究所長

平成13年4月 成城大学名誉教授（現任）

樋口 公啓 氏

昭和11年生まれ

平成8年6月 東京海上火災保険株式会社代表取締役社長

平成10年6月 当社監査役

平成13年6月 東京海上火災保険株式会社代表取締役会長

平成15年6月 東京海上火災保険株式会社相談役

平成16年6月 東京海上日動火災保険株式会社相談役

平成25年6月 東京海上日動火災保険株式会社名誉顧問（現任）

島田 仁郎 氏

昭和13年生まれ

平成18年10月 最高裁判所長官

平成20年11月 最高裁判所判事定年退官

平成21年4月 慶應義塾大学法科大学院特別招聘教授

平成21年4月 明治大学法科大学院特別招聘教授（現任）

以 上

大規模買付行為と企業価値ひいては株主共同の利益について

本文(3)③(エ)規定の「大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合」とは、当該大規模買付行為が次の(1)ないし(9)のいずれの場合にも該当するおそれがないことその他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うことが、合理的根拠をもって示された場合とする。

- (1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている若しくは行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラー）又は当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (2) 大規模買付行為の目的が、主として当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させることにある場合
- (3) 大規模買付行為の実行後に、当社又は当社グループ会社の資産の全部又は重要な一部を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、大規模買付行為を行おうとする場合
- (4) 大規模買付行為の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、（工場その他の）設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか又はかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする点にある場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合
- (6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される、株主の判断の機会又は自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）を不当に害することで大規模買付者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為である場合
- (8) 大規模買付行為が実行された場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付行為が実行されない場合の当社の企業価値と比べ、劣後する場合
- (9) 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の主要株主として不適切である場合

大株主の状況

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
	千株	%
日 本 航 空 株 式 会 社	4,398	5.20
A N A ホールディングス株式会社	4,398	5.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口)	3,484	4.12
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,408	4.03
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,300	3.90
日 本 空 港 ビ ル デ ン グ 株 式 会 社	3,246	3.84
三 菱 地 所 株 式 会 社	3,111	3.68
大 成 建 設 株 式 会 社	2,831	3.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	2,378	2.81
日 本 通 運 株 式 会 社	2,337	2.76